

- 行政指導を無視して行われる事犯等を重点に取締りを強化している。
- 平成28年中の検挙状況は、表2-3-9のとおりである。

表2-3-9 廃棄物事犯関係検挙状況（平成28年1月1日～12月31日）

一般廃棄物	53件	57名
産業廃棄物	7件	11名

備考) 県警察本部生活環境課調べ

5 災害発生時における廃棄物の適正処理の推進<廃棄物対策課>

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村に対し本計画と整合のある市町村計画の策定を要請している。

第3節 再資源化の促進

1 岐阜県リサイクル認定製品等の利用推進

(1) 「岐阜県リサイクル製品認定制度」の普及<廃棄物対策課>

廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るために、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者にも利用を呼びかけた。

なお、平成28年度は、再生土木資材4製品、間伐材・小径材を使用した木製品3製品、廃プラスチック再生品3製品等を新たに認定し、平成28年度末合計177製品となった（資料44）。

(2) リサイクル認定製品の利用促進<廃棄物対策課>

「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品の紹介を行った。

2 各種リサイクル法の適正な運用

(1) 「容器包装リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等をさらに促進するため、平成28年8月に「第8期岐阜県分別収集促進計画」を策定した。また、市町村による容器包装廃棄物の分別収集の徹底、リサイクルの重要性並びに排出抑制について、普及啓発活動を推進した。

(2) 「家電リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

県民への啓発活動を進めるとともに、家電業界、収集運搬業者、市町村と連携を図り、実態を把握しながら、「家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(3) 「自動車リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

平成16年7月1日から開始された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づく解体業及び破碎業の許可事務、引取業及びフロン類回収業の登録事務を行った。また、「自動車リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、県民、関連事業者等に対する法制度等の周知啓発を実施するとともに、解体業者及び破碎業者の事業所への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理の推進を図った。

(4) 「小型家電リサイクル法」の円滑な推進<廃棄物対策課>

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、市町村に本制度への参加や連携を呼びかけるとともに、市町村において取り組みやすい回収方法等について情報提供を行い、「小型家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(5) 建設廃棄物のリサイクルの推進<建築指導課>

「建設リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、ホームページでのPR等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されているか等を監視するため、5月及び10月に一

斉パトロールを実施した。

(6) 汚泥リサイクルの普及啓発<農地整備課>

農業集落排水施設から発生する「汚泥」は有用な資源であることから、地域の土づくりへの活用を推進するため、汚泥リサイクル施設の整備及び汚泥リサイクルの普及啓発を進めている。

平成28年度は、集排污泥のリサイクルを推進するため、各種イベントにおいて、汚泥肥料の無料配布やPRパンフの配布など、汚泥利用のための普及啓発を実施した。

(7) 農林系バイオマスの利活用の推進<農産園芸課>

自走式マニュアルプレッダー、燐炭製造機、もみ殻燃料ボイラーの整備支援を行い、農業系バイオマスの利活用促進に努めた。